

食 品 安 全 委 員 会 第 259 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成 20 年 10 月 23 日（木） 14:00 ～15:59

2. 場 所 委員会大会議室

3. 議 事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 2 品目

① 2－ペンタノール ② 2－メチルブチルアルデヒド

（厚生労働省からの説明）

（２）農薬専門調査会における審議状況について

・「EPN」に関する意見・情報の募集について

・「フェノキサニル」に関する意見・情報の募集について

（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・「HIS－No.1 株を利用して生産された L－ヒスチジン塩酸塩」に関する意見・情報の募集について

（４）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・遺伝組換え食品等

「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B. t. Cry34/35Ab1Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種既に安全性評価が終了した次の 2 品種は除く

・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種

・トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B. t. Cry34/35Ab1Event DAS-59122-7 系統とを掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

- (５) 食品安全委員会の改善に向けた検討について
- (６) リスクコミュニケーション（広報）改善ＰＴの検討状況について
- (７) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 9 月分）について
- (８) 既存添加物の安全性見直しの状況について（厚生労働省からの報告）
- (９) その他

4. 出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

（説明者）

厚生労働省 國枝基準審査課長

5. 配布資料

- | | |
|----------|---|
| 資料 1 - 1 | 食品健康影響評価について |
| 資料 1 - 2 | 「２－ペンタノール」及び「２－メチルブチルアルデヒド」の添加物
指定並びに規格基準の設定に関する食品健康影響評価について |
| 資料 2 - 1 | 農薬専門調査会における審議状況について〈EPN〉 |
| 資料 2 - 2 | 農薬専門調査会における審議状況について〈フェノキサニル〉 |
| 資料 3 | 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について〈HIS-No.1
株を利用して生産された L－ヒスチジン塩酸塩 |
| 資料 4 | 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

〈「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ
1507 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性ト
ウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グ
ルホシネート耐性トウモロコシ B. t. Cry34/35Ab1Event DAS-59122-7
系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

既に安全性評価が終了した次の 2 品種は除く |

- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グルホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種
 - ・トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B. t. Cry34/35Ab1Event DAS-59122-7 系統とを掛け合わせた品種)
- 資料 5－1 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る「改善の方向性（案）」について
- 資料 5－2 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について
- 資料 6 リスクコミュニケーション（広報）改善 P T の検討状況について
- 資料 7 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 9 月分）について
- 資料 8 既存添加物の安全性見直しの状況について
- 資料 9 こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について（平成 20 年 10 月 16 日消費者安全情報総括官会議申合せ）

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 259 回会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から國枝基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 259 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いします。本日の資料は 12 点ございます。

資料 1－1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 1－2。

資料 2－1 及び 2－2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5－1 及び 5－2 が「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点に係る

『改善の方向性（案）』について」。

資料 6 が「リスクコミュニケーション（広報）改善 P T の検討状況について」。

資料 7 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 9 月分）について」。

資料 8 が「既存添加物の安全性見直しの状況について」。

資料 9 が「こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

(1) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に 関 す る リ ス ク 管 理 機 関 か ら の 説 明 に つ い て

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1－1 にありますとおり、10 月 20 日付けで、厚生労働大臣から、添加物 2 品目について食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の國枝基準審査課長から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省基準審査課の國枝でございます。

資料 1－2 に基づいて御説明をしたいと思います。「『2－ペンタノール』及び『2－メチルブチルアルデヒド』の添加物指定並びに規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」でございます。

「1. 経緯」でございます。平成 14 年 7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の了承事項に基づきまして、JECFA での安全性の評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、米国及び EU 等でも使用が広く認められているものについては、企業などからの要請を待つことなく、国自らが指定に向けた検討を開始する方針が示されているところでございます。

今般、この条件に該当する品目ということで、2－ペンタノール、2－メチルブチルアルデヒドの 2 品目につきまして、評価資料がまとまったことから、食品添加物としての指定等の検討を開始するに当たり、食品健康影響評価を依頼するものでございます。

「2. 各品目の概要について」でございます。

「(1) 2－ペンタノール」でございます。2－ペンタノールは、果実、チーズ、ココナッツなどの食品に存在する成分でございます。

欧米においては、焼き菓子、清涼飲料、肉製品、スープ、ゼリー、プリン、シリアルなどの加工食品に香りを再現し風味を向上させるために用いられております。

「（２）２－メチルブチルアルデヒド」です。これは果実等や調理されたピーナッツ、ポテトチップス、チキン等の食品に存在する成分でございます。

欧米においては、焼き菓子、ソフト・キャンディー、アイスクリーム、ゼリー、プリンなどの加工食品に香りを再現し、風味を向上させるために用いられております。

「３．今後の方向」としましては、食品安全委員会での食品健康影響評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討することとしております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆小泉委員 教えてください。２－ペンタノールですが、食品に存在する成分というのは、自然に存在するということですか。

◆國枝基準審査課長 そうです。

◆小泉委員 これを添加物として使う場合は、新たに更に加えるということですね。

◆國枝基準審査課長 これを合成して添加をするということでございます。

◆小泉委員 合成して自然に存在するものプラス添加物として更に。

◆國枝基準審査課長 これは自然にはそういう形で存在しておりますが、それを合成したものを焼き菓子とか清涼飲料とかに加えます。

◆小泉委員 その次ですが、２番目の方は、調理されたピーナッツ、ポテトチップスに存在するということは、調理することによってできてくるということですか。

◆國枝基準審査課長 恐らく加熱したことで、アルデヒドが出てきたのかなと思います。

◆小泉委員 調理する前にもあるし、調理されたら更に加わるということなんですか。

◆國枝基準審査課長 多分、調理されたことでアルデヒドが出てきたのだと思います。

◆小泉委員 そうすると、果実には自然にあるんですか。

◆國枝基準審査課長 そういうことです。

◆小泉委員 ピーナッツとかポテトチップスなどは、調理するとできてくるということなんですか。

◆國枝基準審査課長 そうですね。ですから、多分そもそもあるものが、アルデヒドの形に変わったのではないかと思います。

◆見上委員長 よろしいですか。

◆本間委員 その例でピラジン類がありましたね。あれも同じようなもので、自然にもあるけれども、実際には食品に加えるときはそれだけだと足りないので、合成して作るということと同じ考えだと思います。

◆見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

それでは、本2件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。

(8) 既存添加物の安全性見直しの状況について（厚生労働省からの報告）

◆見上委員長 続きまして、議事次第の順番とは異なりますが、議事「(8) 既存添加物の安全性見直しの状況について」です。厚生労働省から説明いただきます。

◆**國枝基準審査課長** 資料８を御覧いただきたいと思います。「既存添加物の安全性見直しの状況について」という表題のものでございます。

「１．経緯」でございます。平成７年５月の食品衛生法の改正によりまして、厚生労働大臣が指定する食品添加物の範囲というものが、従来の化学的な合成品から天然香料などを除くすべての添加物ということで、従来は指定添加物の範囲になかった、いわゆる天然のものも添加物という形ですということによって拡大されたものでございます。

改正に伴いまして、従来から販売、製造、使用などがなされてきました化学的合成品以外の天然物。これは先ほど言いました天然香料等を除きますけれども、これについては経過措置ということで、その範囲を既存添加物名簿として明確にしまして、引き続き販売、製造、輸入などを認めることとされたものでございます。

しかしながら、これらの既存添加物名簿に掲げられた添加物については、国会の附帯決議において、安全性の見直しを行うことを求める旨が決議されておりまして、厚生労働省では研究班を立ち上げて、計画的に毒性試験の実施などを行い、科学的データに基づく安全性の見直しを実施しているところでございます。今回はこれについての実施状況について御報告をするものでございます。

「２．実施状況」です。

「（１）安全性の見直し」ということで、先ほど言いましたように、平成７年のときの改正の附帯決議を受けまして、平成８年度の厚生科学研究において、「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」というものを行いました。これによりまして、国際的な評価結果、欧米での許認可状況、安全性の試験成績などから、既存添加物の基本的な安全性につきまして検討したところ、**489**品目のうち**139**品目については、今後、安全性試験の実施も含め、その安全性について検討することが必要であると報告されたものでございます。

その後、論文とかで安全性に懸念が示されたツヤプリシン、アカネ色素などの**２**品目を含む計**141**品目について、その安全性の検討が進められてきたところでございます。

これらの品目につきましては、国内外の試験成績を収集しまして、その試験成績の評価を行うことで安全性の確認を順次進めておりまして、これまでに**58**品目の評価が終了し、公表されているところでございます。

安全性の見直しが終了した品目等を除いた**35**品目について、安全性情報の収集・検討を進めているところでございます。

次のページに別添がございます。これは本年９月現在でございまして、実際には下のと

ころに既に流通実態がないということで消除されたもの、あるいはアカネ色素でございますけれども、安全性に問題があるとされ消除されたものがございますが、それを除いた 41 8 というのが既存添加物名簿に現在収載されておりまして、先ほどの基本方針に沿って検討したところ、進捗状況がそこに記載のところでございます。

1 番上の「安全性評価済みの品目」ということで 259 ございます。平成 8 年度の厚生科学研究において、どういう形で整理をしていくかを決めたわけですが、この中では当初は 41 でした。そのうちの 2 がいわゆる消除されましたので、現在 39 という形になっています。これらについては既存のデータということで、いわゆる 28 日の反復毒性試験、変異原性試験の両方があるものについて評価を行って、安全性を評価したというものが 39 ございました。

それ以降のものについては、実際に試験を行いまして、それぞれ評価を行ったということで、平成 11 年度以降から平成 19 年度までの部分で合計 58 ございますが、これについて安全性の評価が済んでおるものでございます。

安全性の評価が終了しているものということで、JECFA あるいは FDA などでの国際的な評価が終了しておるものということで 162。これについては安全性評価済みという整理をさせていただいているものでございます。

2 番目としまして、まだ継続中ということでございます。安全性情報を収集しているものということで 35 物質ございます。データがないものについては基本的には反復投与毒性試験を行っておりまして、また、遺伝毒性試験も実施しております。こういったものは現在進行中のものとして 11 ございます。こういった試験によって、更に、慢性毒性試験／発がん性試験などの追加試験が必要とされたものが現在 13 動いております。こういった試験は既に終わっておりますが、現在それらを基に報告書の作成とか検討を進めているものが 11 ということで、これをトータルしたものが 35 となります。

その基原とか製法、本質などから見て安全と考えられ、早急に検討を行う必要がないようなもの。例えば酵素でございますけれども、こういったもので食品の製造又は加工の過程で触媒として用いられているもので、タンパク質からなるということで、科学的に適正に使用される場合には問題にならないだろうとか、あるいは類似の物質が JECFA などでの安全性評価をされていて、大丈夫だろうと考えられているものを整理されたものが 124 という形になっております。

先ほど御説明しましたように、流通実態というものを定期的に調べておりまして、そういったもの 70 が既に消除されております。アカネ色素について、安全性の問題があるとい

う形で1品目になりますけれども、削除されました。

したがって、先ほどお話をしましたように、平成8年度のときの139、その後に2品目追加された141について、安全性の点検をするという形になりましたが、これについては別添のところの平成11年度から19年度までの58物質、2番目の安全性情報の収集をしている品目が今35。

それから、これに記載がございませんけれども、既存添加物名簿という形で削除された形になっていますが、このうち流通実態がないということで削除されたものが47。安全性に問題があるとして、これは実際に安全性試験を行った結果に基づきますけれども、これが1ということで、トータル141について、現状としてはこのような形になっているものでございます。

戻りまして、既に御説明いたしましたけれども、2の「(2) 既存添加物名簿からの削除」ということで、流通実態がない品目、安全性に問題があると認めた品目については、平成15年の食品衛生法の改正で、名簿からの削除は可能になったということで、71品目が削除されており、そのうちのアカネ色素については動物試験の結果に基づいて、平成16年10月に削除されたものでございます。

「3. 今後の方向性」としましては、安全性の見直しが終了していない35品目については、引き続き、安全性情報の収集、検討を進めるとともに、安全性に懸念があった場合には、食品安全委員会の方に評価依頼を行いたいと考えております。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。どうぞ。

◆本間委員 このようなデータの確認ですね。これは当然国の提案することですから国費を使って、国立の研究機関に依頼しているということになるんですか。

◆國枝基準審査課長 これは幾つかの形があります。厚生労働省にある国立医薬品食品衛生研究所で行うもの、毒性試験を行う受託機関、大学の大きく分けて3つ分でございます。

◆見上委員長 どうぞ。

◆長尾委員 安全性に懸念があった場合ですけれども、これはどこで判断されるんですか。

◆國枝基準審査課長 国立医薬品食品衛生研究所の先生方を中心とする検討会を設けて、既存添加物の安全性評価について実際に試験結果がまとまった際には、評価をいただいております。先ほど言いましたように、基本的には反復毒性試験や遺伝毒性試験を行うわけですけれども、それで問題がないということであれば、とりあえず終わりという形になりますし、そこでもし問題があるのではないかという場合には更なる長期の試験とか、そういったものを行うことになります。検討会には外部の方も入っておられます。

◆見上委員長 それでよろしいですか。

◆長尾委員 結構です。

◆見上委員長 でも、アカネ色素の場合は確かここに来ましたね。

◆國枝基準審査課長 問題があるものについては、消除するということになりますので、食品安全委員会の御評価をいただく必要があります。アカネ色素については、該当したので、ご評価を頂きました。

◆見上委員長 わかりました。外に何かございますか。どうぞ。

◆本間委員 長期の試験は2年間ですか。

◆國枝基準審査課長 慢毒・発がん性ということになれば2年になると思います。

◆見上委員長 よろしいですか。外に何かございますか。どうぞ。

◆廣瀬委員 スクリーニング試験として遺伝毒性試験と90日の毒性試験を行っているわけですけれども、その90日の試験で無毒性量が設定されたけれども、特に安全性に対しては懸念がないというような物質の場合には、もう特に規制等は行われたいということにな

るのでしょうか。

ある程度の毒性があつて、無毒性量があるけれども、無毒性量が設定できると。でも、その毒性はそれほど大した毒性ではないという場合には、恐らく 90 日試験だけで終わってしまうと思うんです。そういう場合には、規制とか ADI をどうするとか、そういうことは全くないんですか。

◆**國枝基準審査課長** この既存添加物の安全性確認の原則のようなものが一応ルールのには決まっております、変異原性が陰性で、かつ 90 日試験の最高用量の毒性がないようなものは、そもそも ADI の設定は必要ありませんけれども、廣瀬先生の御指摘のように仮に 90 日間で何らかの毒性があり、しかし、変異原性では陰性ということであれば、新たな長期の試験を行わないで、安全係数を 1,000 として ADI を設定する。それを実際の暴露する使用量と比較し、問題があれば使用基準の設定又は変更という形になると思いますが、今のところはそういうのはないです。

◆**廣瀬委員** ただ、90 日試験だけですと、発生毒性もないし 2 世代繁殖性試験もなくて、試験自体としては非常に少ないわけですね。それで安全係数が 1,000 で大丈夫かなという多少の心配があるわけですが、その辺りはどうですか。

◆**國枝基準審査課長** そこは結構難しいところだと思いますが、検討会には毒性に関する専門の先生方が入っておられますので、限られた毒性試験だけでは十分の分からない部分もあるかと思いますが、これまでの深い経験と問題となる添加物の構造とか、そういうものを見られ、判断がなされています。

◆**長尾委員** その場合、欧米では結構ヒトで長く使われているというような背景があるとか、そういうことでもあるんですか。

◆**國枝基準審査課長** ご指摘のように今まで使われていたという食経験がありますので、そういう中で総合的に判断するという部分があるかと思います。

◆**見上委員長** よろしいですか。どうぞ。

◆小泉委員 この既存添加物といわゆる健康食品などに、例えば 92 番のカテキンなどが入っていますね。今の段階では自由に使っていいということなんですね。右横を見ると、「安全性情報収集中」と書いてあるんです。でも、現実には今いろんなところで使われているし、この中には例えば医薬品のカフェインとかリゾチウムとか、薬として使われているようなものもあったりとか、いろいろ混合しているように思うんですが、現実には今のカテキンは自由に使われていて、問題ないということなんですね。

◆國枝基準審査課長 食品衛生法では、添加物については、厚生労働大臣の指定という形で管理され、一方食品については事業者が責任を持ってやるという形になっています。いわゆる健康食品については通知が出ておりまして、事業者が食経験などを踏まえ、責任を持って安全性の確認をするというのがあります。

◆小泉委員 そうすると今回、安全性評価をした場合に、一応ここまでなら大丈夫ということになると、健康食品であっても何であっても、それ以下で使わないといけないということになるんですか。

◆國枝基準審査課長 添加物としての用途ということになりますので、それをそもそも食品ということを使うということであれば。

◆小泉委員 自由ですか。

◆國枝基準審査課長 自由ということではなくて、もし仮に添加物としたときに使用基準で制限がなされれば、当然その理由が斟酌されて、事業者が判断することになります。

◆見上委員長 それぞれの法律によって、どういうふう to そのものが考えられているかという複雑な仕組みがあるような気がします。いずれにしましても、この添加物も含めて、小泉委員が質問した、例えばいわゆる健康食品や保健用食品とか、いろんなものに入っているものはどうかとか、食品衛生法によって食品の中に入っているものはどうかとか、添加物として使っているものはどうかということについて、分かりやすく説明してもらえればありがたいと思います。

◆**國枝基準審査課長** なかなか難しいところですので、1度、分かりやすく御説明するようになりたいと思います。

◆**小泉委員** もう1つ、先ほど言ったように、リゾチームとか医薬品ですよ。そういったものについては、例えばコエンザイム Q10 がそうですね。薬よりはずっと高用量で使われている。安全性が高いものだと思いますが、その辺はどういうふうになってくるのか。私には見えにくいんです。

◆**國枝基準審査課長** 例えばコエンザイム Q10 については、医薬品としては 30mg ということで、健康食品としてはもっと高いものが出ているということですが、その部分について、どういうふうに判断するかというのは、食品という部分での枠組みの中では、やはりそういったものを提供する事業者がその安全性について検討して、この範囲内であれば問題がないというのを決めてやると。

国も勿論、それで事業者に完全に任せるということではなくて、もし何か問題があれば、当然のことながら、そういったものについて関わっていかなければいけないと思うんですが、一義的には事業者が責任を持って安全性を収集して、その範囲内で売するという仕組みであると思います。

添加物は、食品の製造の様々な段階で使用されますので、ひとたびそういう汚染されるようなものがあつたりとか、間違つたようなものが入ったりすれば、いろいろなものに影響を与えますので、国際的に見ても添加物の方がよりそういう意味で言うと、国がきっちり管理してやっているということだと思います。

◆**見上委員長** 責任の所在はわかりました。外に何かございませんか。

今後とも見直し作業を着実に進めになって、適宜、食品安全委員会の方に報告するようお願いいたします。國枝課長、どうもありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

◆**見上委員長** それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(2) 農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、農薬専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料２－１と２－２に基づいて御説明いたします。

まず資料２－１の「EPN」でございます。評価書（案）の４ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、1951年10月に初回農薬登録をされております。今回の評価の要請でございますが、2008年1月、農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡、魚介類に係る基準設定の依頼がございまして、これを受けて、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請あったものでございます。

農薬専門調査会におきましては、２回の御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されているものでございます。

７ページの「７．開発の経緯」に記載がございますように、EPNは、有機リン系殺虫剤ということでございまして、作用機構は他の有機リン系殺虫剤と同様に、アセチルコリンエステラーゼ活性を阻害するというものでございます。

８ページ以降に「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

「１．動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いた検討の成績がまとめられております。Tmaxは低用量では12時間、高用量では6時間ということでございまして、主要な排泄経路は尿中であつたということでございます。

このものでございますが、胆汁中の排泄試験が検討されておりますけれども、胆汁中への排泄は非常に低いという結果となっております。また、吸収されますと肝臓あるいは腎臓で比較的高く分布をするということでございます。なお、代謝につきましては、他の有機リン系の殺虫剤と同様に、加水分解を受けて代謝されるということでわかっております。

11ページから「２．植物体内運命試験」の成績がまとめられております。だいた、水稻、ねぎを用いて試験が行われておりますが、総括的に申し上げますと、基本的には可食部への移行が少ないということのようでございます。

15ページから「３．土壌中運命試験」の成績がまとめられておりますが、これも有機リン系の農薬ということで、環境中におきましては比較的早く分解するという性質のものでございます。

18ページに推定摂取量が「表12」でまとめられておりますけれども、残留試験の結果、あるいは「魚介類における最大推定残留値」、これは0.28mg/kgと試算されておりますけれども、そういうものを踏まえて推定摂取量が算出されているところでございます。

19ページに「７．一般薬理試験」の成績、あるいは20ページに「８．急性毒性試験」

の成績がまとめられておりますけれども、コリンエステラーゼ阻害剤ということで、特徴的な所見が出ております。

21 ページの方には「(2) 急性神経毒性試験」あるいは「(3) 急性遅発性神経毒性試験」の成績が出ておりますけれども、流涎であるとか、あるいは低血圧、呼吸緩徐、中枢作用としまして活動低下、感覚受容の低下、立毛、神経筋作用の特徴的なものが観察されているところでございます。

22 ページからは「10. 亜急性毒性試験」など反復投与毒性試験の結果がまとめられておりますが、すべて赤血球のコリンエステラーゼ活性阻害であるとか、脳のコリンエステラーゼ活性阻害、あるいは高用量になりますと血液系への影響ということで、有機リン系特有の所見が観察されているところでございます。

これらの所見につきましては、「慢性毒性試験」あるいは「発がん性試験」におきましても認められておるところでございますし、「生殖発生毒性試験」におきましても認められているところでございます。

なお、発がん性試験の結果は陰性でございました。生殖発生毒性試験も実施されておりますが、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものは認められておりません。

「遺伝毒性試験」の成績につきましては、31 ページの「表 31」にまとめられておりますが、一部陽性の結果が出ておりますけれども、全体として生体において問題となるような遺伝毒性はないものと考えられる結果となっております。

以上のような試験成績を基に、36 ページに「食品健康影響評価」がまとめられておまして、結果につきましては 37 ページに記載されております。

無毒性量の最小値がラットを用いました、2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 0.14mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.0014mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっております。

資料 2-2 の「フェノキサニル」について御説明いたします。

評価書(案)の 3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、2000 年 12 月に初回農薬登録をされているものでございます。

今回の評価でございますが、2008 年 1 月に、魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。農薬専門調査会におきまして、2 回御審議をいただいております。

6 ページの「7. 開発の経緯」に記載がございます。フェノキサニルは、殺菌剤ということで、これはいもち病に対して用いられるものでございます。ここの作用機構でござい

ますけれども、前回の委員会におきまして、ジクロシメッドについて御説明させていただきましたときに、今回のフェノキサニルと同種の薬理作用を持つ農薬でございますけれども、畑江委員の方から、その薬理作用についての御質問がございました。

関連する補足説明資料といたしまして、先生方の机上に『農薬学』という本のコピー 1 枚紙を配付させていただいております。

そこに前回のジクロシメッド、今回のフェノキサニルの最後のメカニズムの記載がございますので、簡単に御説明させていただきます。

この 1 枚紙の写真あるいは絵にも記載がございますし、本文中にその説明がされております。イネのいもち病菌、これはマグナコルテグリセアというものがございしますが、M グリセア分生子は、宿主植物であるイネの葉上に飛来・付着すると、短時間のうちに発芽管を伸ばし、硬度や疎水性などの葉面性状を認識して発芽管の先端に単細胞からなる付着器を形成する。

写真のところに付着器ということで、丸い円形のものがございます。こういう付着器を形成する。

付着器細胞壁の内側に、菌類メラミンが蓄積して、メラミン層を形成することで、物理的強度を保ち、細胞質中のグリセロール濃度を高め、その結果、生じる膨圧を利用して、葉の表皮を物理的に貫通して感染糸を挿入し、感染を成立させる。これはいもち病菌がイネに感染するメカニズムでございます。

前回のジクロシメッドと今回のフェノキサニルでございますが、この糸状菌のメラニンの生合成の阻害をするということで、付着器のメラニン層というものの形成を不完全にするということで、その付着器の圧力、膨圧というものを低減させることにより、感染性をなくさせる、あるいは喪失させるというメカニズムということでございます。

前回若干説明不足でございましたので、少し御紹介をさせていただきました。

資料 2-2 の 7 ページ以降に、フェノキサニルの「安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

まず「1. 動物体内運命試験」でございます。ラットを用いて検討されております。フェノキサニルの吸収は、低用量で 1 時間、高用量で 6 時間が Tmax ということで、吸収は速やかであるということでございます。

排泄の方でございますが、尿、糞中双方が主要な排泄経路ということとなっております。

8 ページの方に胆汁中排泄の試験がございます。投与後 48 時間までに 78.5% が胆汁中に排泄をされるという記載がございますように、胆汁中排泄がかなり占めるということで

ございます。なお、吸収率の方は 92%以上という結果が示されております。

吸収されますと肝臓、腎臓、脂肪で高く分布するということでございます。主要代謝経路はアミド結合の加水分解、エーテル結合の開裂などによって生成するクロロフェノールの硫酸抱合化などとされているところでございます。

11 ページ、「2. 植物体内運命試験」が実施されております。水稻を用いまして、茎葉処理あるいは湛水処理による試験の成績がまとめられているところでございます。

「3. 土壌中運命試験」につきまして、12 ページ以降に記載がされているところがございます。

14 ページの「表 8」の圃場試験の成績などを見ますと、土壌中によっては早く分解いたしますし、また 78 日と比較的長く残存するという場合もあるようでございます。

残留試験の成績につきましては、後ろの「別紙 3」にまとめられております。また、「魚介類における最大推定残留値」は 0.19mg/kg と試算をされておりまして、食品中から摂取される推定摂取量については「表 9」の方にまとめられているところでございます。

16 ページの「表 10」の「一般薬理試験」の成績、17 ページの「表 11」の「急性毒性試験」の結果の成績が出ておりますが、高用量になりますと一般薬理試験におきまして、中枢神経系であるとか自律神経系であるとか、幅広く影響が認められております。

また、「急性毒性試験」も毒性としては弱いわけでありますが、高用量の投与量になりますと自発運動低下などの作用が出ています。ただ、「亜急性毒性試験」など反復毒性試験の成績でございますが、18 ページ以降にまとめられておりますように、すべての試験におきまして、肝臓への影響というものが求められているものであります。

「亜急性毒性試験」あるいは「慢性毒性試験」のいずれも同様でございますし、2 年間慢性毒性／発がん性併合試験、あるいはマウスを用いた「18 か月間発がん性試験」におきましても肝への影響が認められているところでございます。

マウスの発がん性試験におきましては、500 ppm の投与群の雄で肝細胞腺腫というのが有意に増加をしているところでございますが、これにつきましては後ろの方の「その他の試験」で、作用のメカニズムが検討されておりまして、この所見につきましては、この農薬でございますが、肝臓に薬物酵素誘導能、あるいは細胞増殖活性促進作用を示すという知見が得られておりまして、これに基づくものであろうということが考察をされているところでございます。

24 ページには「13. 生殖発生毒性試験」の成績がまとめられております。繁殖能に対する影響、あるいは催奇形性は認められていないという結果でございます。

26 から 27 ページには「14. 遺伝毒性試験」の試験成績がまとめられております。一部陽性の部分がありますが、全体として、生体にとって問題となる遺伝毒性はないという考察がされております。

以上のような試験成績を踏まえまして、「食品健康影響評価」が行われております。32 ページに全体の結果がまとめられております。

34 ページには、結論でございますが、無毒性量の最小値がラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の 0.70mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.007mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっているところでございます。

以上、農薬 2 品目につきましては、本日の委員会終了後、11 月 21 日までの 30 日間、国民からの御意見、情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。どうぞ。

◆小泉委員 まず 1 つ目の EPN です。8 ページを見ますと、総放射能の 77% 以上が糞及び尿から回収されたとありますね。私はこの回収率が問題ではなくて、本来は前回言いましたように、やはり毒性学的には腸管からどれだけ吸収されたかということが重要であって、これは素通りしたものと吸収されて尿から出たものを両方加えただけの話だと思います。こういった毒性学的な書き方には問題があるのではないかと思います。

9 ページの「胆汁中排泄」を見ると、先ほど課長が説明されたように、腸と肝臓との腸肝循環はほとんどないということで、「表 2」を見ますと、恐らく吸収率は 50% くらいではないかと推測されますので、できればこういった腸肝循環のないものについては、糞はそのまま素通りしたものだだろうと推測されるので、吸収率としては 40% から 60% の間であるということをしつかりと明記した方がいいのではないかと思います。

「表 2」ですが、低用量、高用量、低用量反復とありますが、※印のところの説明で、単回投与では投与 120 時間、すなわち 5 日後で、雌の場合は 6 日後にと殺して、高用量になると 7 日後にと殺して調べているというふうに書いてあるんですが、これは国際基準でこういうふうにと殺時期を変えてやるということになっているんでしょうか。

例えば、本来性差を見るのであれば、同日投与後、同じ時間にと殺しないと性差がわからないと思うんですが、いかがなんでしょうか。

◆北條評価課長 まずは前段の御指摘ですが、吸収率につきましては胆汁中排泄がほとんどないということなので、正に先ほど「表 2」の値を御紹介していただきましたけれども、大体低用量の投与群で計算いたしますと 70% 程度。高用量投与の場合でありますと 50% から 60% 程度が吸収されるという計算になります。

確かにこの辺のところの記載ぶりは、前回もお答えしたところなんですが、吸収率をきちんと書いておくというふうにさせていただきたいと思います。

後段の方の御質問については、今この場では、なぜ雄が投与後 120 時間で雌が 144 時間後に行っているのかについてはわかりかねます。ガイドライン上も多分その辺のところの記載がないのではないかと考えていまして、この試験について、なぜ投与後の時間が違っているのかという理由は少し調べさせていただきます。

◆小泉委員 わかりました。その次のフェノキサニルの 8 ページの 1 番最後のところに、蓄積性はなかったと書いてあるんですが、例えば摂取して吸収されて、蓄積性というのはある化学物質のほとんどが代謝という機能を持っていますので、いつかはゼロになりますね。ですから、蓄積性がないというのはおかしいのではないかと思います。

すなわち、連続で我々は食べ物を食べるわけですから、必ずその食べた量と吸収率によって一定濃度の蓄積性はあるはずですね。したがって、これが単回投与で蓄積性がないという表現というのが私はちょっとおかしいのではないかと思います。

先ほど、非常に蓄積性があるというのは生物濃縮する場合を指すんだと補佐の方から聞いたんですが、生物濃縮するものというのと典型的なのがメチル水銀です。数千倍濃縮します。しかし、メチル水銀が蓄積性がないとかあるとか、そういった表現は全くしませんで、生物学的半減期は 70 日と。単回投与すれば、いつかは排泄されるけれども、連続摂取すればこういうレベルで蓄積されていくという表現しかしないので、蓄積性はないという表現はおかしいのではないかと私は思います。

◆北條評価課長 私よりも多分先生方、廣瀬先生の御見解をお尋ねした方がいいのかなと思うんですが、これは多分問題となる蓄積性はないというのが正解なのかもしれません。

前々回であったか、別の農薬で反復投与の代謝試験を実施していることで、なぜそうい

うことを実施しているのかというお尋ねがあったかと思いますが、単回投与で比較的だらだらと血中濃度を保って排泄が遅いようなものについては、やはり各臓器への蓄積性があるのかないのかということで抑えていくような試験もガイドライン上は示されておりますが、今回ののはそういう意味では、単回投与の試験で割と速やかに排泄をされるということで、問題となる蓄積性はないという意味で、ここは書いているのだと思っております。

◆見上委員長 その分野分野によって言葉の定義がちょっとずつ変わって、小泉先生がおっしゃっているのは、小泉先生の分野では正しく使われて、農薬のこういった分野では蓄積という言葉を使っている。それでいいのではないかと思います。蓄積という言葉は獣医学領域でも結構使いますよ。

◆小泉委員 使うんですけれども、こういった単回投与は蓄積性がある一定時間が経てば出ていくのは当たり前ではないですか。それを蓄積性がないとかあるとかいうのはおかしい。

それだったら残留性とか組織残留性が少ないとか、そういった表現。蓄積というのは単なる吸収量と排泄量の残りです。ですから、単に排泄速度が遅いか早いかだけの問題ではないかと思います。

生物濃縮はまた全然別の問題です。高濃度で長期間たてば半減期に従って、どれだけ蓄積するかというだけの話。

◆見上委員長 どの時点でそのものが残ったかによって、蓄積という言葉も明らかにある。先生のおっしゃっているのは長いスパンをお考えになって、先生のおっしゃっていることはよくわかるんですが、使うような気がするんです。

◆小泉委員 私が言いたいのは、1回投与と連続投与は違うという意味なんです。1回投与はどんなに長いものであってもいつかは出ていくので、蓄積性はないと言えると思います。特に医薬品などは速やかに出ていくので、蓄積性があればこれは問題になるわけです。

しかし、長期間に非常に半減期の長いものもあります。そういうのは蓄積性があるとは言わなくて、非常に半減期が長く、排泄されにくいという表現にはなるかと思います。

◆長尾委員 確かに領域によって言葉は違うと思うので、1回きちんと説明を受けた方がいいかなと思います。

◆廣瀬委員 恐らくこの場合には、120時間後には非常に低濃度になったということで、これを繰り返し投与しても蓄積していく可能性はほとんどないのではないかとということではないんですか。

◆小泉委員 先生、それは私は違うのではないかと。

◆廣瀬委員 ここでは多分そういう意味で蓄積性というのを使っていると思うんです。

◆小泉委員 繰り返し投与すれば必ず蓄積します。それは半減期によって違うだけの話で、例えば医薬品は1日3回飲むというのは、蓄積量を一定にするために1日3回飲むわけですから、どんなに半減期が短いものでも蓄積させようと思えば、頻回投与すれば必ず蓄積するわけですから。

◆廣瀬委員 農薬の場合には、そういうことになるといけないわけですね。だから低い濃度では繰り返し投与しても蓄積性はないだろうということだと思います。

◆見上委員長 この論議は何時までやっても終わりそうもないので、この次にまた別の機会で行った方がいいような気がしますけれども、それでよろしいですか。もっと続けますか。

◆小泉委員 繰り返し投与しても蓄積しないという発想が私にはわからない。繰り返し投与する場合に、高用量で繰り返し投与すれば、どんなに排泄速度が速くてもたまるわけですから。

◆廣瀬委員 どんどん濃度が高くなるというわけではない。やはり排泄が早ければ少なくなっていくますから。

◆小泉委員 これは生物学的半減期理論なんです。

◆北條評価課長 この場ではなかなかまとまりにくい議論だと思いますけれども、評価系の座長の先生方を集めた座長会の開催も少し検討していきたいと考えておりますし、今、御指摘のような点も含めて、そういう場で議論してはどうかと考えています。

◆見上委員長 ということでよろしいですか。よろしくお願いします。

外にございませんか。それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることにいたします。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料3に基づいて御説明いたします。

評価書(案)の1ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、2008年8月に、厚生労働大臣より遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価について要請があったものがあります。遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、本日、評価書(案)が提出されたものでございます。

3ページの「I. 評価対象添加物の概要」に記載がございますように、今回の「L-ヒスチジン塩酸塩」は、*Escherichia coli* K-12株由来の突然変異株を宿主として、*E.coli* K-12由来のL-ヒスチジン生合成関与遺伝子を導入したHIS-No.1株を用いて発酵生産されたL-ヒスチジン塩酸塩であるということでございます。

「食品健康影響評価」の1番に記載がございますが、このものにつきましては結晶として高度に精製をされているということでございます。

2番にお示ししたような根拠によりまして、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分も含有していないと考えられるということでございます。

結論といたしましては、最後の4ページに記載がございますが、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めでの評

価は必要ないと判断をされたという評価になっているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いします。何かございませんか。

◆北條評価課長 このものにつきましては、本日の委員会終了後、11月21日までの30日間、国民からの御意見、情報の募集に充てたいと考えております。

◆見上委員長 よろしいですか。それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

遺伝子組換え食品等1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 資料4に基づいて御説明いたします。

評価書の1ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、今回の品目につきましては、2008年8月に、厚生労働大臣より遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、本日、評価書(案)が提出されたものでございます。

今回の「評価対象食品」の概要でございます。3ページにまとめられております。既に当委員会で評価をされております4種類のトウモロコシの系統。これは具体的に申し上げますと、MON89034系統、MON88017系統、EventDAS-59122-7系統、1507系統の4つの掛け合わせの品種でございます。

この4つのものにつきましては、繰り返しになりますが、既に当委員会等で評価が終了しておりまして、いずれもヒトの健康を損なうおそれがあると認められないと判断されて

いるものでございます。

今回の評価要請品目でございますが、この４系統のすべての掛け合わせをしたもの。任意の３系統の掛け合わせ、任意の２系統の掛け合わせの品種ということでございます。計算上は１１品種ということになりますが、このうち１５０７系統と EventDAS-59122-7 系統の掛け合わせの品種、MON89034 系統と MON88017 系統の掛け合わせを行った品種の２品種については、既に当委員会におきまして評価を終了しているということで、その評価の終了した２品種を除く９品種の安全性評価の要請があったということでございます。

これにつきましては、６ページに記載がございますけれども、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成１６年１月２９日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断されるという結論になっております。

したがいまして、同種のものと同じ取扱いということで、この評価書（案）につきましては、国民からの御意見、情報の募集の手続を行わず、そのまま結果を関係機関に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞよろしく願います。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づきまして、改めて安全性の確認を必要とするものではないと考えられる。」ということによろしいでしょうか。

（５）食品安全委員会の改善に向けた検討について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（５）食品安全委員会の改善に向けた検討について」、事務局から説明願います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料５－１と５－２について、御説明申し上げます。

まず、最初に資料５－２を御覧いただきたいと思います。これは９月４日の本委員会 25

3 回会合で御議論いただきまして、一部修正の上、10 月 9 日に企画専門調査会で再度御審議いただきました。

その結果、追加で修正がございましたので、この場で簡単に御紹介させていただきたいと思います。主なところだけ御紹介いたします。

1 ページ、「1 リスク評価」の「(2) 評価一般」でございます。その①で、もっと迅速にできないかという論点があります。

その要旨のところで、大きくは 4 つ目の○でございます。「研究者、学会及び医師会などへの協力要請、アドバイザーグループの設置などをするべき」というものが追加されております。

また、②の後ろから 2 つ目でございます。「評価の平準化及びレベル向上を図るべき」、「農薬や食品添加物の安全性評価の考え方（評価基準）を早急に作成・公表すべき」が追加されております。

③では「評価後の研究動向調査や再評価の必要性を検討するべき」というのを付け加えております。

5 ページ、「3 情報提供」の①でございます。分かりやすい情報提供ができないかということで、改善を求める視点の最後の 2 つでございますが、「国民の関心にあった情報提供が重要である」、「消費者心理を踏まえ、消費者の不安を解消するような情報提供すべき」が追加されております。

評価する視点の 1 番最後の○でございますが、「提供した情報が、実際どの程度消費者に伝わっているかどうかを把握する方法を検討すべき」というのが加わっておりますけれども、場所を間違えておりまして、これは改善を求める視点でございますので、そちらへ移動しておいてください。済みません。

③でございますが、「妊産婦への情報は母子手帳等で提供できないか」「地方自治体の食品安全担当者に対し、メルマガの登録要請をすべき」、「地方自治体に対し日常の活動の周知や食品安全委員会が作成した資料の活用の促進を図るべき」が追加されております。

6 ページの 1 番下の⑥の最後の 2 つの○です。「医師、薬剤師及び栄養士等を通じた国民への情報提供や啓発を図ってはどうか」、「医師会、薬剤師会及び栄養士会等を通じ、全国から情報を収集し、また、情報の提供ができるようにしてはどうか」が追加されております。

7 ページの「4 広報」でございます。③のところでマスメディアとの関係のところでございます。最後の○、「メディアの人を集めて勉強会を頻繁に行うなど、地道な活動が

重要である」が追加されております。

9 ページの「5 リスクコミュニケーション（意見交換会等）」でございます。

追加は 10 ページの上に○2つ、「リスク評価を理解するためのツール開発（通信教育、HP 教育欄など）すべき」、「マスメディアや教育関係者の協力を得て情報提供の内容や方法、表現などを一般の消費者などにわかりやすいものにすべき」が追加されております。

⑦のリスクコミュニケーション推進事業関係では、最後の2つの○が追加されております。「地方自治体によるリスクコミュニケーション活動の支援をさらに行うべき」、「講義内容を充実するとともに、実際に各地域でリスクコミュニケーションに取り組もうとする人がいつでも相談できる担当者を事務局に置くべき」が追加されております。

「6 食育（消費者啓発）」につきましては、「②食育をもっと充実できないか」の中ほどの欄でございます。改善を求める視点の最後の○でございます。「地域や学校などにおける食育の成功事例を取り上げるべき」が追加されております。

13 ページ、「8 緊急時対応」でございます。「②食品安全委員会の緊急時の体制をもっと改善できないか」の改善を求める視点の最後の○でございます。「緊急時における地方自治体との食品安全情報連絡網の構築をすべき」が追加されております。

③のところの「改善を求める視点」の最後でございますが、「食品による異常事態発生時には、積極的に情報提供を行うべき」が追加されております。

14 ページ、「9 委員会運営全般」で大きくいいますと、②の研究機能のところの2つ目の○です。これは例示でございますけれども、「食品安全委員会が主管・共管する調査研究機関を設置するなど」が追加されております。

⑤の事後評価関係でございます。2つ目の○ですが、「食品安全委員会のリスク評価活動全般の検証をより効果的に行うべき」が追加されております。

⑥、⑦は、検討すべき論点として大きく追加されております。⑥の論点は、「管理機関との連携強化と食品安全行政全体への信頼構築のための取組が必要ではないか」及びそこに記載されている要旨でございます。

⑦の「専門調査会においてより充実した審議ができるように運営方法等の改善を図るべきではないか」及びその要旨ということでございます。

とりあえず、企画専門調査会の審議を経まして追加した形で、これはこれでまとめさせていただきます。

資料5-1、本日の大きい議題でございます。今、御説明した論点を踏まえまして、それにつきまして「改善の方向性（案）」を取りまとめたので、御説明申し上げます。

「１ リスク評価」の「（１）自ら評価」関係でございます。

「①自ら評価の実施件数及び選定基準・方法を見直せないか」。現状について簡単に御説明しますと、記載のとおり自ら評価は、ここにいろいろな情報源を書いております。その情報を基に企画専門調査会において審議を行い、最終的には本委員会で決定しています。また、決定に当たっては意見交換会も行っている。

これまでの実態を見ますと、自ら評価案件は広範な影響があり、難しい案件が選定されてきているというところがございます。緊急・特段の案件については、企画専門調査会を通さず本委員会で対応できるという仕組みになっております。

これを踏まえまして、方向性でございますが、まず当面の取組の方向性としまして、消費者等関係者の意見等を聴く機会を増やす。意見交換会の実施方法をもっと工夫する。こういう取組が必要だろうと考えております。

緊急の案件に柔軟に対応して、自ら評価等を行うための仕組みをきちんと整備したいと考えております。

中長期的取組でございますけれども、私どもはリスク評価機関であるということで、委員会が自ら評価を行う意義は極めて大きいだろうということで、委員会が自ら評価に主体的かつ積極的に取り組むことができるように、やはりこれは中長期的には事務局体制を強化・整備していく必要があるだろうと。

また、基準が設定されていても、過去にリスク評価が行われていない案件ですとか、最新の知見が明らかになった事案。これは既に順次自ら評価の対象として検討されているわけでございますけれども、やはりこの辺をもっと積極的に自ら評価の実施をしていくという方向性が必要であろうと。しかし、これも体制整備がその前提になってくるだろうと考えております。

「②自ら評価案件について、審議計画を明確にできないか」ということでございます。現状で見ますと、自ら評価の審議状況については、企画専門調査会で当該年度の審議の際に報告するとともに、フォローアップを行う際にも報告してきているという実態がございます。

併せて２ページにまいります。委員会でもフォローアップの結果を報告する際に報告を行っているという状況でございます。

先ほど言いましたように、自ら評価は、広範な影響があつて難しい案件ということで、どうしても審議に時間がかかる。又は見通しが立ちにくい。そういう現状があるのは事実でございます。これを踏まえまして、改善の方向性でございますが、当面の方向としては、

審議の見通しが付きにくい事情がございますけれども、やはり審議状況についてはきめ細かく情報提供していくということが必要であろうと考えております。

時間がかかっている案件については、中間報告を取りまとめて、その扱いを検討する。今後どうするのかなど。そういう仕組みを導入する必要があるだろうと考えています。

「（２）評価一般」でございます。

「①評価要請を受けた案件をもっと迅速に処理できないか」ということがございます。現状のところに書いてございますように、現在ポジティブリスト関連及び清涼飲料水関連で未了のものが多くというところでございます。やはりその背景としては、評価体制が不十分というところがあると思います。

これにつきまして、当面の取組でございます。ここに書いてございますように、時間がかかっている１つの原因としては、資料が十分でないというところがございます。やはりこの辺を委員会の審議を一層円滑にするためには、評価要請時にリスク管理機関から適切な資料が提供されることを徹底していく必要があるだろうと考えております。調査会の審議をより効率的に行なえるように、リレー審議品目の審議方法の改善ですとか、調査会の運営方法自体も工夫していく必要があるだろうと考えております。

中長期的には、先ほどとも重なりますけれども、専門調査会なり事務局の体制の辺を強化する必要があると考えております。

「②評価方法や評価内容について見直せないか」ということで、現状はそれぞれ対応しておりますので省略します。

当面の取組の方向性を御説明いたしますと、現在、原則公開でやっておりますけれども、非公開で行われる専門調査会においては議事録を作成し、知的財産に抵触するおそれのある部分を削除した上で公開しておるということでございますが、できる限り非公開の範囲を小さくしていく努力が必要であろうと考えております。

３ページ、評価データ関係でございます。やはり評価要請者が作成するのは国際的にも一般的でございますので、これ自体を変える必要はないと考えておりますけれども、提出されるデータの信頼性を一層高めていくという方向で取り組んでいく必要があるだろうと考えています。

国際基準との関係でございますけれども、やはり国際的な評価手法を参考として、評価ガイドラインの策定を着実に進めていくことが重要と考えております。また、個別のガイドラインにつきましても早期の策定を目指しまして、年内に調査会における議論を開始するという考えでございます。

また、横断的に認識を共有し、評価の平準化及びレベルの向上を図るということで、専門調査会の座長会を開催していくということが必要だろうと考えております。

「③ 過去の評価結果を最新の知見で見直すシステムを取り入れられないか」ということで、現状のところを書いてございますが、動物用医薬品については再評価制度がある。また、遺伝子組換え食品なり特定保健用食品につきましては、告示でそういう再評価を行うということが明記されております。

しかしながら、その他については、規格基準改正時以外にはそういうきっかけはないというようなことでございます。

これにつきましては、中長期的な取組の方向性ということになりますけれども、例えばということで書いてございますが、一定期間後に再評価の必要性について検討すること等も考えられますが、この辺についてはリスク管理機関と連携して、慎重に検討していく必要があると考えております。なお、これを行う場合にも、やはり事務局体制が問題になってくるという点がございます。

「審議計画を明確にできないか」という観点につきましては、現状、評価依頼のあった順で資料が揃ったものから審議を行っているということで、標準的な事務処理期間等は設定されておられません。これにつきましては、中長期的にはやはりタイムクロック制の導入を検討する必要があるだろうと考えているところでございます。

4 ページ、「2 リスク管理措置等への関与」。

「(1) 勧告・意見具申」の関係でございます。

①、②で勧告権、意見具申権、あるいはモニタリング機能。この辺は十分機能しているかという問題意識でございます。現状のところでは○の2つ目、3つ目に書いてございますが、意見具申につきましては過去2回行っております。また、モニタリングについては現在までに8回やっています。モニタリングの結果について言いますと、それにより勧告の必要性は特に認められなかったところでございます。

今後の方向性でございます。やはりリスク管理機関の施策の実施状況の監視はきちんとやっていくわけでございますが、この結果を踏まえまして、必要に応じて勧告なども含めて適切な対応を行っていくということは明確にしていく必要があるだろうと思っております。

2つ目の○にございますように、モニタリングの結果につきましては、よりきめ細かくフォローしていく必要があるだろうと。委員会から管理機関に施策の実施に係る要請等を行う場合には、やはり明確化の観点から、できる限り文書なり通知なりで行うという姿勢

が必要であろうと考えております。

「（２）食品安全モニター」関係でございます。

①、②のところで、活動内容をもっと改善できないか。活動の成果をもっと施策形成に反映できないかという観点がございます。現状は御覧のとおり、モニターからはこれまでに 2,948 件の意見が寄せられてきているということでございます。19 年度からモニターの任期は 2 年にしている。委員会が提供する情報の地域への普及等の協力という役割も担っていただいております。また、モニターからの報告につきましては、Q&A を作成してホームページに掲載したり、自ら評価の選定の際の情報源になっているという実態がございます。

今後の方向性でございます。やはりモニターの活動を、施策形成に効果的に反映させるために、より施策に直結するような事項の報告を依頼するという方向が必要ではないだろうか。また、モニターが地域における食品安全活動を担えるように、その活動のためのものを提供していくということが必要だろうと考えております。

③の資格を見直せないかということで、資格については現状に書いてございます。これにつきましても、19 年度には例えば専門調理師とか製菓衛生師、あるいは事務局長が適当と認めるものというように要件を広げたということがございます。

今後の方向性でございます。優秀な人材を維持、確保できるようにモニターの選考等の見直しは行っていく必要があるだろうと考えているところでございます。

④のモニター会議の改善でございます。モニター会議は、これまで現状のところに書いてございますが、57 回開催しております。

19 年度については、継続的にモニター活動をしている人から、地域における取組を報告していただくとか、20 年度からは小グループでの自己紹介や意見交換会の場を設けたという形で、順次改善はしてきているという状況でございます。

今後の取組でございます。会議の運営や内容につきましては、モニターの方々の要請や意見を聴取して、これは順次改善を進めていくということをはっきりさせた方がいいだろうと考えております。

6 ページ、「（３）食の安全ダイヤル」でございます。国民の認知度を高められないかという問題意識がございます。現状におきましては、ダイヤルは 15 年 8 月に設置されておりますが、現在までに 4,325 件の問い合わせ・意見等をいただいたところでございます。また、これにつきましては、ホームページ、あるいは意見交換会等の場でチラシを配布したりということで、順次周知に努めてきているという実態がございます。

方向性につきましては、関係省庁なり地方公共団体とも連携をしまして、より一層の周知に努めていくということが重要だろうと考えております。

7 ページ、「3 情報提供」でございます。

「① 国民に対してもっと分かりやすい情報を提供できないか」ということで、現状のところに書いてございますが、委員会といたしましても、ホームページで分かりやすいQ & Aを作成するとか、メルマガでも解説を行うとか、あるいは季刊誌でもキッズボックスを設けるとか、いろいろ工夫はしているところでございます。

今後の方向性でございます。食品安全に係る関係者は非常に幅広いというところもございますので、それぞれ属性に合った情報提供に努めていくということが1つ必要だろうと考えております。

ホームページなりメルマガなりプレスリリース等に当たりましては、文章表現あるいは様式の標準化等についても検討をしまして、改善を図っていくことが必要だろうと考えております。

中長期的には評価書などの専門性の高い情報を理解できるとともに、同時にそれを分かりやすく翻訳できる。そういう2つの面の才能を持った人を確保していく必要があるだろうということで、その辺の事務局体制を強化していく必要があると考えております。

「② 社会に発信されている不適切な情報に対して、食品安全委員会は反論等をすべきではないか」。

現状に書いてございますけれども、現在もリスク評価等に関し、誤りがある場合には訂正を依頼する等の措置は採ってきているところでございます。

今後の方向性といたしましては、やはり科学的に誤っていることが明らかであるものについては、その社会的影響等も考慮する必要があるがございますが、発信者に訂正を求めていく。また、委員会として正確な情報を提供していくという姿勢が重要だろうと考えております。

「③ 情報提供において地方公共団体との連携をもっと図れないか」につきましては、現在、季刊誌を地方公共団体に提供するとともに、毎年、全国食品安全連絡会議を開催しているところでございます。

今後の方向性といたしましては、食品安全委員会から発信する重要な情報については、きめ細かく自治体の方に通知なり連絡をする。また、地方レベルでも発信、周知に努めてもらう。こういう取組が必要だろうと考えております。

地方公共団体相互の情報の共有化も図ることが必要だろうということで、私どももそれに必要な情報提供を推進したいと考えております。

ホームページをもっと改善できないかということにつきましては、現状のところに書いてございますが、やはり情報が探しにくいとか機能的でないという意見がございます。これにつきましては、取組の方向性でございますけれども、掲載情報の文章表現、様式の標準化などを含めまして、見やすく分かりやすい情報提供について改善していく必要があるだろうと思っております。

中長期的取組の方向といたしましては、食品安全総合情報システム。これが更新の時期を迎えておりますので、そういうのに合わせてホームページ機能の改善を図っていくということが必要であると考えております。

メルマガについては、専門知識が比較的少ない読者層からは、内容が専門的すぎるという意見があるところでございます。したがって、今後の方向性としましては、より読みやすく、分かりやすい紙面構成を検討しまして、改善を図っていきたいということと、やはり読者層を増やすということで、それに向けた取組を行っていきたいと考えております。

「⑥ 情報発信手段の多様化をもっと図れないか」でございます。この方向性としては、広報なり DVD なり学校教育、意見交換会等、いわゆるリスクコミュニケーションを推進していくことが基本であると。

また、併せて地方公共団体とか消費者団体等の広報媒体に積極的に掲載依頼を行うとか寄稿していく。あるいは情報発信のチャンネルを拡大するということが必要だろうと考えております。

「4 広報」でございます。

「① 食品安全委員会の活動等が国民に十分理解されていないのではないか」。委員会としても記載のとおり、それなりに努力はしてきておるところでございますが、今後の方向性としては、リスク分析、リスク評価、また、委員会の活動内容といった基本的事項について、国民に理解してもらうための活動にもっと力を入れていくということが必要だろうと考えております。

一般国民に影響力のあるオピニオンリーダーに対する働きかけをもっと強化していく必要があるのではないだろうか。広報、DVD、学校教育、意見交換等のリスクコミュニケーションは基本ではございますが、推進していくという方向性を出しております。

広報にもっと力を入れられないかということで、現状はここに記載のとおりでございますけれども、方向性としては、政府広報とともに、関係機関、地方公共団体等の広報媒体をできるだけ活用できるように働きかけをしていきたい。

また、マスメディア、学校教育等を通じた広報・啓発活動について改善をしていきたい。中長期的には、予算面の充実を図っていく必要があると考えております。

マスメディアとの関係につきましては、現在も懇談会等を定期的にやっておりますけれども、より充実を図っていく。それにより情報の共有、理解を図っていききたいと考えております。

季刊誌、DVD 関係につきましては、今後の方向性でございますけれども、やはり読者、視聴者等の意見、配布先における活用状況を参考にしまして、それに合わせて内容の改善、配布先の見直しを行っていききたいと考えております。

11 ページ、「5 リスクコミュニケーション（意見交換会）」関係でございます。

①から⑤は、もっと有効に機能させられないのか。一部の人の間のものに留まっているのではないのか。双方向のものにできないのだろうか。消費者に分かりやすいものにできないだろうか。開催方法をもっと改善できないか等々のことが記載されております。現状はこういう状況でございます。

今後の取組の方向性でございます。今年 8 月に、ガイドラインを決定しております。したがって、これに沿いまして、関係者のニーズを分析して、目的・目標を明確にする。これが重要だろうと。これに合った対象、規模、内容、開催場所を選んでいく。それによって参加者の満足度が高まるように、そういう形で実施していく必要があるだろうと考えております。

私どもは、ダイヤルとかモニター、あるいはいろいろな情報提供を行っておりますけれども、こういうのはいわゆるリスコミの重要な手段でございますので、これとの有機的な連携を図っていく必要があるだろうと考えております。

リスコミの対象を明確化する。分かりやすい資料の作成を目指す。この辺が重要であろうと考えております。

中長期的には、事務局内の能力開発、人材育成のために、リスクコミュニケーションに関連する大学の研究生とか卒業生との交流なり人的連携を促進していく必要があるだろうと考えております。

⑥のリスクコミュニケーション推進事業関係でございます。現状のところに書いておりますけれども、委員会におきましては、18 年度から「地域の指導者育成講座」、19 年度から「リスコミユニケーター育成講座」を開催しております。その修了者は、活動報告を収集したり、活動実績とか講座への要望、改善点等を踏まえて、運営の改善に努めているところでございます。

今後の方向性でございます。先ほど言いました修了者の活動の継続的なフォローアップは続けていく必要があるだろうと。基礎となる各種情報を提供して、その支援の充実を図っていくということが重要だろうと考えております。

リスクコミュニケーターの育成講座等、高度な技術の養成に力を注いでいくという方向性が重要だろうと考えております。

12 ページでございます。⑦でもっと指導的役割を果たせないか。方向性としまして、消費者団体等関連団体との連携、あるいはリスク管理機関の地方組織、地方公共団体等とも一層連携をするという形で推進をしていきたいと考えております。

全国食品安全連絡会議につきましては、当面の方向性が書いてございますけれども、現在も各省に参加していただいておりますけれども、会議のテーマに応じて、より幅広く関係省庁に参加を呼びかけていくことが必要だろうと考えております。

地方公共団体相互の情報の共有化を図るために、こちらとしても積極的に情報提供を推進していきたいと考えております。

「⑨ リスクコミュニケーション専門調査会の審議内容をもっと改善できないか」でございます。現状のところにございますように、現在は委員会決定に基づきまして、専門調査会におきましては、「参考」に記載の5項目について調査審議を進めているところでございます。したがって、今後の方向性としては、この5項目を中心に審議いただくとともに、やはり社会的な関心等を踏まえて、審議事項についても検討を行っていききたいと考えております。

13 ページ、「6 食育（消費者啓発）」関係でございます。

「① ジュニア食品安全委員会をもっと充実できないか」。現状、夏休み期間中に東京において開催していますが、今後の方向性としては、地方における子どもを対象とした意見交換会等を実施していく。こういうことを検討していきたいと考えております。

②の食育関係でございます。今後の方向性としては、学校教育ということで、食品の安全性の基礎的な知識を学習できるように教育機関、関係団体等の連携、この辺を促進していきたいと考えております。

③の消費者教育をもっと充実できないかということでございますが、食品安全基本法で食品安全に関わる関係者それぞれの役割が規定されておりますが、それぞれの関係者がその役割を果たせるように、現在は消費者庁の設置法案等が国会に出されておりますが、その消費者庁とも連携して、その辺の考え方の周知を図っていききたいと考えております。

委員会が行う情報提供、広報、リスクコミュニケーション活動を通じて、その辺の理解

を更に深めていっていただきたいと考えているところでございます。

14 ページ、「7 意見・情報の募集」関係でございます。

①は、意見・情報の募集を出しやすくなるように改善できないかということでございます。現在、リスク評価結果の審議結果案については、原則 30 日間ということで意見・情報の募集を行うということで、これまでに 379 回実施しております。ただ、意見を出してくる人は比較的限られているということと、どちらかというリスク管理機関向けのものが多いという実態がございます。

そういう中で方向性としては、国民の関心が高いと予想される事案。これについてはそういう方々の内容の理解を助けるための工夫を行っていきたいと考えております。

②、③で意見が十分反映されているのかどうか。集まった意見を業務にもっと結び付けられないのかということでございます。方向性としては、意見の中には委員会の事業活動に関わるものもございますので、事業の実施状況のフォローアップ等の中で、その辺は検証、検討して、事業計画なり個別業務に反映させていくという方向性が重要だろうと考えています。

15 ページ、「8 緊急時対応」関係でございます。

①、②で食品安全委員会の役割をもっと明確にできないのか、緊急時の体制をもっと改善できないのかということでございます。

現状ですが、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」がございます。また、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」も整備されております。これらに基づいて対応を図っているということで、主に委員会としてはリスク評価の実施、あるいは危害物質等に関する科学的知見の提供を行ってきているところでございます。

今後の方向性につきましては、現在、国会に提出されております消費者庁設置法案。その中で消費者庁は緊急時における司令塔機能を担うという方向性が打ち出されております。したがって、委員会としては科学的部分に役割を重点化するという一方で、更に消費者庁とも効果的に連携を図っていくということが重要だろうと考えております。

③の情報発信の在り方でございます。これにつきましては、今後の方向性としまして、緊急時におきまして、科学的知見・情報を速やかに提供していく。また、委員長談話等によって委員会の見解を必要に応じて積極的に発信していく姿勢が重要だろうと考えております。

ホームページにおける関係情報の集約に努めますとともに、地方公共団体や関係団体に広く活用してもらうように周知を図っていく。これが重要だろうと考えております。

最後に 16 ページ、「9 委員会運営全般」でございます。

①は、体制面を改善できないかということでございます。現状を申し上げますと、委員会はリスク評価を中心に行っておりますけれども、リスク評価を行うに当たっては科学的知見、評価の具体的手法。この辺が重要でございますけれども、それに合わせて、やはり管理機関の施策の実態にも精通している事務局職員が不可欠であろうということでございます。

しかしながら、これらの専門知識を有する人は国においても限られているということで、現在、事務局職員は、厚労省、農水省からの出向者が大宗を占めている。その外、自治体から、あるいは内閣府の職員、またその他の省庁という形で構成されている実態がございます。

委員会の業務の専門性が高く、年々複雑化・高度化しております。実態を言えば、大体2年から3年の間で異動する人が多い。また短い場合には1年という方がいるのが実態でございます。

リスク評価を始め、委員会の業務が増大する中で、機構・定員、技術参与の要求を行ってきておりまして、若干ずつ増員は認められております。しかしながら、抜本的な改善が図られる状況にはないという実態でございます。

こういう中で改善の方向性でございます。当面の方向としては、やはり職員の習熟度の向上、業務の継続性の確保ということで、人事ローテーションの改善を進めていく。また、職員の能力向上の取組を支援していくことが重要だろうと考えております。

食品安全行政を担当するにふさわしい内閣府のプロパー職員を計画的かつ段階的に確保していく必要があるだろうと考えております。

業務改善の検討を今、行っているわけですが、その実効性を担保するためには、やはり事務局体制は順次強化していく必要があるだろうと考えております。

大学等研究機関、他の機関との人的連携についても対応の可能性について検討する必要があると考えております。また、外部の専門家とのネットワーク作りを進めていく必要があるだろうと思います。

専門調査会の機動的な運営ということで、次期専門委員の改選時には、専門調査会の統合とか部会制の導入の辺を進めていく必要があるのではないかと思います。

中長期的取組としては、リスク評価機関として、中立公正かつ独立性を保って、主体的に業務を遂行することが重要でございます。そのためには諸外国と比べても、組織体制は脆弱でございますので、やはり大幅に抜本的にその辺は考えていく必要があるのではない

だろうかと考えております。

②の研究機能の強化面でございます。現在、委員会には直属の試験研究機関はないということで、調査研究については外部に委託して実施しているという実態がございます。なお、緊急時には国の機関等に要請できるという規定がございます。

15年度から「食品安全確保総合調査」、17年度から「食品健康影響評価技術研究」を実施しているところでございます。

今後の方向性でございます。1つは、必要とする調査研究ができるように、必要な予算、要は調査研究費を確保していくことは継続して実施していく必要があるだろうと。また、リスク評価に必要な情報を迅速に入手できるように、関係機関とのネットワークを強化していくことが必要だろうと思います。

中長期的方向性として、やはり独自の研究機関を保有するのはなかなか難しいところかなと考えております。まずは関係省庁の研究機関とどういう連携協力をもっとできるのか。この辺を検討していく必要があるだろうと考えております。

③の予算をもっと充実できないかについては、これは順次必要な予算を計画的にとっていくという方向性だと思います。

④の食品安全委員会委員及び専門委員の選任の在り方ということで、現状のところに書かせていただいておりますけれども、現在、食品安全委員会の委員は、内閣総理大臣が任命する。委員会の重要性、その人選に誤りがないような形ということで、現在、委員の任命は衆参両議院の同意にかからしめるという形になっております。

専門委員については、内閣総理大臣が任命するということでございますけれども、この専門委員の改選に当たっては、この食品安全委員会において改選の考え方を決定して公表しているところでございます。

企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会の専門委員には2名ずつでございますが、公募の委員がいるという状況でございます。

今後の取組の方向性でございます。やはりリスク評価機関という特性を踏まえますと、よく消費者代表を入れたらいいのではないかなというような御意見もありますけれども、というよりも、多様な手段を通じて国民の意見を聴く手段を通じまして、国民の視点に立った活動が行えるようにしていくという方向性がいいのではないかと考えております。

専門委員の改選に当たりましては、引き続き、食品安全委員会で改選の考え方の決定時、改選の報告もやっておりますけれども、そのときに改選の考え方等について、より丁寧に説明をしていく。また、それらについて、そういう手続を採っていくことについて周知を

図っていくということが重要だろうと考えております。

⑤の政策評価（事後評価）でございます。現状のところに書いてございますように、現在は政策評価会については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて実施するとともに、委員会自体も運営計画のフォローアップ等の際に行っているところでございます。

今後の方向性といったしましては、やはり事後評価をきちんとやるためには、運営計画で年度目標を明確化していく。そういう努力が必要だろうと。また、それが明確になれば進捗管理も徹底しやすくなるということで、その辺の管理を強化していくとともに、その辺の管理状況を評価していきたいと考えております。

また、企画専門調査会及び本委員会で、事業のフォローアップ、事後評価を行っておりますが、やはりそこでより効率的効果的にその辺をチェックできるように、運営方法は工夫していきたいと考えております。

⑥の管理機関との連携強化、食品安全行政全体への信頼構築のための取組ということで、当面の方向性は、リスク管理情報も含めたパッケージとしての情報発信というものを引き続き行っていきたいと考えております。

⑦の専門調査会において、より充実した審議ができるように運営方法等の改善を図るべきではないかということにつきまして、今後の方向性としては、1つは、専門委員の改選時に現在もどういう役割を持つか等々の説明を行っているところでございますけれども、更にその辺の説明を充実していきたいと思っております。

専門調査会の座長会も随時実施してきておりますが、やはり定期的に開催していく。そして、専門調査会の連携を図っていくということが重要と考えております。

個別分野のガイドラインの策定を鋭意進めるとともに、専門調査会。今、言いました座長会を開催しまして、分野間の評価の平準化、レベル向上を図っていききたいと思います。

専門調査会の運営につきましては、それぞれに属する専門委員の意見を踏まえながら、これについては順次必要な改善を図っていくということが必要と考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく申し上げます。非常に膨大な量で大変ですけれども、何かございませんか。

後ほどでもいいですから、気が付いた点があったら事務局にお知らせくださっても結構です。

今回、このような改善の方向性（案）なんですけれども、とりあえず次回 11 月を予定しておりますけれども、改善の方向性を基に具体的な方策について、再び議論したいと思いますので、その準備を事務局はお願いいたします。

（６）リスクコミュニケーション（広報）改善 P T の検討状況について

◆見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（６）リスクコミュニケーション（広報）改善 P T の検討状況について」、事務局から説明願います。

◆角田勸告広報課長 お手元の資料 6 に基づきまして、「リスクコミュニケーション（広報）改善 P T における検討状況について」、御説明いたします。

7 月 24 日の食品安全委員会におきまして、リスクコミュニケーション（広報）改善 P T の設置が決定されたことを踏まえまして、事務局に横断的に 3 つのチームを設置し、広くアイデアを募集し、検討を行ってきたところでございます。

改善 P T からの主なアイデアは、①から③のとおりでございますが、プレスリリース、ホームページ、メールマガジン等の改善につきましては、

- ・メールマガジンの記事簡略化等による誌面刷新、
- ・ホームページの掲載・更新ルールの明確化、レイアウトの変更、
- ・プレスリリース文書等の体裁の改善と工夫、
- ・自治体の広報媒体への協力依頼など情報発信手段の発掘、
- ・懇談会の充実などを通じたマスメディアとの関係強化のための工夫、

などが提案されております。

学校教育との連携の推進につきましては、

- ・食品安全委員会への訪問学習等の受入れ、
- ・家庭科教員の研修への講師派遣、
- ・ジュニア食品安全委員会の地方での開催、
- ・栄養士、医師、薬剤師を育てる大学、短大への出前講座、
- ・家庭科の授業に使える簡単な教材の制作、
- ・学校教育に関連する学会等への情報提供・講師派遣、

などが提案されております。

また、ビル内、委員会室内などにおける情報発信の改善につきましては、

- ・ 食品安全委員会開始前の DVD 映像放映、
- ・ 委員会室前の展示、冊子を拡充、
- ・ 委員会の傍聴者に対しアンケートを実施、
- ・ 委員会の案内ボードを朝から掲示、

などが提案されております。

これらの提案につきましては、実施できるものは直ちに実施することし、引き続き各アイデアの実現の可能性について、検討を行うこととしております。

説明は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。できることからやっていくということで、よろしいですか。

これまでも改善できるものについては事務局で実施してもらっているところですが、引き続き何かいいアイデア、また各アイデアの実現可能性について検討を行った上で、「食品安全委員会の改善に向けた検討」についてに反映させていただきたいと思います。よろしく願いします。

(7) 『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 20 年 9 月分）について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(7) 『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 20 年 9 月分）について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 お手元に資料 7 としまして、「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 20 年 9 月分）について」という 1 枚紙を配布しておりますので、この資料に沿いまして、御報告いたします。

平成 20 年 9 月の 1 か月間の問い合わせ件数は 171 件でございました。ちなみに前月、8 月の件数は 55 件となっており、9 月はその約 3 倍の件数となっております。また、1 か月間の件数としては、平成 15 年 8 月に食の安全ダイアルが設置されて以来、最も多い件数と

なっております。これは、非食用の事故米穀から検出されたメタミドホス、アセタミプリド、アフラトキシンの関連の問い合わせが約 70 件あり、また、中国における牛乳へのメラミン混入事案の関連の問い合わせが約 20 件あったことによるものでございます。

次に内訳を見ますと、件数が多いのは、③の「食品一般関係」で 113 件となっております。そのうち「衛生関係」が 77 件となっております。

その次が②の「食品の安全性関係」で 28 件となっており、そのうち「化学物質系」が 22 件となっております。

次に資料に記載しておりませんが、問い合わせの具体的な内容を見ますと、非食用の事故米穀から検出されたメタミドホス、アセタミプリド、アフラトキシンの関連では、これらの摂食のリスクや特に妊婦への影響についての質問や「メタミドホスなどが検出された米がどうして国内に輸入されたのか」、「事故米穀の流通先を公表すべきではないか」という質問がございました。

また、中国における牛乳へのメラミン混入事案の関連では、「メラミンが混入した食品を食べたが大丈夫か」という質問やメラミンの母乳への影響についての質問や「メラミン樹脂の食器からメラミンが溶出することはないのか」という質問などがございました。

資料の裏面でございます。毎月、問い合わせの多い質問等について、Q&A の形式で取り上げておりますが、今回は飛び抜けて問い合わせが多かった「基準値を超える農薬が含まれている事故米穀が不正に流通する事案が発覚しましたが、健康への影響について情報を教えてください」という質問を取り上げております。

これに対しまして、答えとして、「食品安全委員会では、事故米穀に含まれていたメタミドホスとアセタミプリドについては、食品健康影響評価を既に行い、毎日、一生涯食べ続けても健康に悪影響を与えないと推定される量である一日摂取許容量を設定しています。

この一日摂取許容量と、短時間に食べても健康に悪影響を与えないと推定される量である急性参照用量を基に、検出された農薬が含まれる事故米穀をどのくらい食べると体に悪影響が出てくるかを試算し、農薬の概要と併せてホームページで公開しております。

また、かび毒のアフラトキシンについては、平成 20 年 9 月 3 日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請を受けており、早急に評価を行っていく予定です。」とお答えしております。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

多分件数はこれからまた何か見つかり、ぼんと増えてくると思うんですけども、対応をよろしくお願いします。

何か外にございませんか。どうぞ。

◆小泉委員 この報告の件数なんですが、恐らく9月1日から9月30日と区切ると、今回は事故米が多かったんですが、メラミンなどは来月にもわたるわけですね。そうすると、区切ったときにトータルのメラミンに対する電話がどれくらいかかったのか分散されてしまうんですね。

ですから、次回、そのものについては、トータルどれくらいあったかということも付け加えて説明していただくのもいいかと思います。

◆角田勸告広報課長 御指摘を踏まえまして、そういった集計の仕方を行ってみたいと考えております。

◆見上委員長 外にございますか。よろしいですか。そういうことで、次回10月分は集計の仕方を、従来どおりのやり方プラストータルということで、よろしくお願いいたします。

(9) その他

◆見上委員長 次に「(9) その他」として、事務局から報告があると聞いておりますので、よろしくお願いします。

◆酒井情報・緊急時対応課長 資料9に基づきまして、「こんにやく入りゼリーによる窒息事故への対応」について、御報告を申し上げたいと思います。

10月16日夕刻でございますけれども、消費者安全情報総括官会議が開催されておりまして、申し合わせを行っております。「記」以下、ポイントのみを御説明申し上げます。

まず、「1 消費者への注意喚起等」でございますが、「(1) 関係団体等への協力要請」ということで、ポツの1つ目の下から2行目になりますが、製造及び流通関係団体等

に対し関係府省連名による協力要請を行うということとしております。

これにつきましては、10月21日付けでございますけれども、既に全日本菓子協会等に対しまして文書の発出が行われております。

「（２）行政からの周知」ということで、関係府省は、消費者等へ分かりやすい注意情報の提供を行うことに併せまして、更に地方自治体を通じまして、児童福祉施設、老人福祉施設等の関係機関に対しまして周知を行うとともに、乳幼児、児童、高齢者の方々に提供することのないよう要請を行うとされております。

「２ 改善策」のところでございますが「（１）表示、形状、物性等の改善」です。農林水産省は、製造関係団体等に対して協力要請を行うとされておりました、裏を御覧ください。

特に形状及び物性等の改善については、再発防止につながるような実効的な改善策を講ずるよう求めるということでございます。

これを受けまして、業界内部の検討会は第１回目の、検討が既に始まっているところでございます。

「３ 今後の検討課題」でございます。（１）、厚生労働省は年度内を目途といたしまして、こんにゃく入りゼリーを含む食品による窒息の要因及び事例の分析、窒息リスクに関する意識調査等を通じ、こんにゃく入りゼリーの外、もち、あめ等の食品による窒息事故の再発防止等に係る科学的知見の集約等を進めるとされております。

（２）、食品安全委員会は、（１）で得られた知見及び他機関の協力を踏まえて、こんにゃく入りゼリーの物理的・化学的等要因が人の健康に及ぼす影響についての評価（諸外国が実施した評価のレビューを含む）を行うこととされております。

なお、評価の結果につきましては、示されるデータの質、量等によりますので、評価書の作成にはこだわらず、科学的知見の表明等を行うという形もあり得るということで、関係府省間で確認を行っているところでございます。

最後に、内閣府は、上記の検討等を踏まえまして、消費者庁発足後の対応方針について検討を進めるとされております。

報告は、以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告につきまして、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

◆小泉委員　今回、こんにゃくゼリーについて非常に真剣にというんでしょうか、積極的にこういった対策とかを考えられています。現実にはこうした状況の中でも毎年 4,000 人以上が死亡するというので、1 日 10 人以上が窒息死で死んでいっているわけです。ですから、あまりこういうことばかりこだわらないで、むしろ全般的に窒息事故の見直しをするということが大切だと私は思うんです。現実には、あめとか、そんなものを食べるなどというわけにもいかないし、この間もパンでのどを詰まらせたとか、そういうことについて、どこまで関わるのかということ、やはり国としても、ここの検討会で真剣に議論することがもっと大切なことではないかと思います。

ですから、あまりこんにゃくゼリーにばかりに一生懸命になっていては、他がおろそかになるような気がするんですけども。

◆見上委員長　そういう意見も出たということ、次回の消費者安全情報総括官会議等で是非言ってください。消費者安全情報総括官会議というのは各部署、勿論、食品安全委員会も含まれているんですけども、その局長クラスの会議だということで、相当重い会議だと認識しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

外に何かございませんか。

それでは、本件につきましては、引き続き政府一体となって取り組みを進めてください。なお、先ほども意見がありましたけれども、先日、給食のパンによる痛ましい事故がありましたが、食べ物での窒息による死亡者は、毎年 4,000 人を超えているそうです。このような死亡事故を減らすために、食品安全委員会としては、食べる時の注意や万が一の時の応急手当につきまして、引き続きホームページ等を通じまして注意喚起を続けていきたいと思っています。

外に何か御意見はございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 259 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、10 月 30 日（木曜日）14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

明日 10 月 24 日（金曜日）16 時から化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループが公開。

来週 28 日（火曜日）13 時 30 分から動物用医薬品専門調査会が公開。

引き続き 16 時 10 分から非公開。

29 日（水曜日）10 時から緊急時対応専門調査会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。